

**改正**

平成25年12月9日告示第135号

平成27年3月31日告示第49号

平成27年12月25日告示第182号

平成28年11月16日告示第163号

伊豆市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

**第1条** 伊豆市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 市自主運行バス及び有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関し協議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要と認める事項に関し協議すること。

(交通会議の構成員)

**第3条** 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 市長の指名する職員
- (3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (4) 静岡県の関係行政機関の職員
- (5) 一般社団法人静岡県バス協会
- (6) 静岡県タクシー協会
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、交通管理者、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- (10) 市民又は利用者の代表
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(交通会議の運営)

**第5条** 交通会議に、会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 交通会議は、委員の過半数の出席（次項の代理の者の出席を含む。以下同じ。）がなければ、これを開くことができない。

6 委員は、都合により会議に出席できない場合、代理の者を出席させることができる。

7 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 交通会議の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(書面審議)

**第6条** 会議の議事は、軽微な事案又は緊急を要する場合に限り、書面で決することができる。

2 前項に規定する議決を行った場合、会長は、その結果を書面又は次回の会議において各委員に報告するものとする。

(意見の聴取)

**第7条** 会長は必要があると認めるときは、交通会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

**第8条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の確実な実施に努めるものとする。

(部会)

**第9条** 第2条各号に掲げる事項について調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

2 部会は、交通会議の委員のうち会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成25年12月9日告示第135号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日告示第49号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月25日告示第182号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成28年11月16日告示第163号)

この告示は、公示の日から施行する。